

アンケートご回答の際のよくあるご質問と回答

株式会社三菱総合研究所が実施している「自動はかり実態調査」へのご回答の際のよくあるご質問と回答です。

個々の調査項目の回答にあたっては、【実施要領】も併せてご覧ください。

1. 調査の目的や方法に関する質問

Q 1-1 この調査の目的は何ですか。

Q 1-2 調査票のパスワードがわかりません。

Q 1-3 どうして当社が選ばれたのですか。

Q 1-4 当社は自動はかりの製造業者です。本調査に回答する必要はありますか。

Q1-5 複数の業界団体から依頼が来ています。すべての業界団体からの依頼に対応する必要がありますか。

Q 1-6 記入済の調査票は、業界団体に提出する必要がありますか。

Q 1-7 回答できない質問があるのですが、どのようにすれば良いですか。

Q 1-8 回答の秘密は保持されますか。

Q 1-9 (株) 三菱総合研究所と経済産業省との関係は。

2. 調査の内容に関する質問

Q 2-1 自動はかりは、非自動はかりとはどのように違うのですか。

Q 2-2 自動はかりにはどのようなものがあるのですか。

Q 2-3 「取引または証明に使用する」とは、具体的にはどのようなケースですか？

1. 調査の目的や方法に関する質問

Q1-1 この調査の目的は何ですか。

(答)

計量制度の見直しにより、平成 31 年 4 月より順次、取引又は証明に使用される自動はかりを検定の対象とすることとなりました。

検定システムを構築するには、これらの「自動はかり」の全国的な設置状況の実態を把握し、検定に必要なリソースを検討・配分するため、全国に存在する自動はかりの数や種類などの最新の実態を把握する必要があります。

そこで、全国に存在する自動はかりの器種別台数・使用状況等を把握することを目的とし、全国の事業者様を対象として、「自動はかり実態調査」を実施することとなりました。

Q 1-2 調査票のパスワードがわかりません。

(答)

調査票のパスワードは、加盟する業界団体から周知される、「自動はかりの検定がはじまります！」という資料の 2 ページに記載されています。パスワードがわからなくなった場合、事務局までお問い合わせ下さい。

Q 1-3 どうして当社が選ばれたのですか。

(答)

本調査は、事業者様が加盟されている業界団体を通じてお願いしておりますため、加盟されている事業者様すべてが対象となっています。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

Q 1-4 当社は自動はかりの製造業者です。本調査に回答する必要はありますか。

(答)

自動はかりの製造のみ行っており、製造に自社または他社の自動はかりを利用していない場合は、調査用 Web サイトにアクセスいただき、自動はかりを保有していない場合の回答を行ってください。

在庫品として自動はかりを保有している場合は、「保有している」とはみなしません。

Q 1-5 複数の業界団体から依頼が来ています。すべての業界団体からの依頼に対応する必要がありますか。

(答)

複数の業界団体から依頼が来ている事業者様におかれましても、調査は 1 回回答いただければ結構です。いずれかの業界団体から送付されてきたメールに記載されている調査用サイトにアクセスし、調査実施要領を確認の上、調査票をダウンロードしてください。

Q 1-6 記入済の調査票は、業界団体に提出する必要がありますか。

(答)

調査票は、業界団体に提出いただく必要はありません。

提出方法は、調査票をダウンロードした Web サイトにアクセスいただき、記入済みのエクセルファイルをアップロードしてください。アップロードの方法が不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

Q 1-7 回答できない質問があるのですが、どのようにすれば良いですか。

(答)

本調査は、事業者様がアンケート調査時点で使用されている自動はかりの実態に照らしてお答えください。そのため、現時点で実績がない場合には、その旨をお答えください。

Q 1-8 回答の秘密は保持されますか。

(答)

ご回答いただいた内容は、計量行政に関係する産業技術総合研究所・各都道府県・特定市等に共有させていただきますが、公表する際には統計的に処理し、個別機関が特定される形で一般公開されることは一切ございません。また、経済産業省から委託を受けた三菱総合研究所は、本アンケートによって知りえた情報に関して守秘義務を負います。そのため、いただいた回答が、当社からそのまま外部に流出することもしません。

Q 1-9 三菱総合研究所と経済産業省との関係は。

(答)

本調査は、全国の事業者様を対象とし、経済産業省から業務委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施いたします。

2. 調査の内容に関する質問

Q 2-1 自動はかりは、非自動はかりとはどのように違うのですか。

(答)




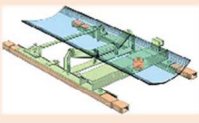
「自動はかり」とは、物質の質量を計量する際に「操作者がいない＝自動で」計量可能なはかりのことです。「非自動はかり」は質量の計量の際に、操作者を介在するはかりのことです。

Q 2-2 自動はかりにはどのようなものがあるのですか。

(答)

自動はかりの主な器種として、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり（キャッチウェイヤ）、コンベヤスケールなどがありますが、これらに分類されない器種もあります。

自動はかりの主な器種

ホッパースケール	充填用自動はかり	自動捕捉式はかり (キャッチウェイヤ)	コンベヤスケール
 <p>各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定量）に達するとホッパーから下流へ排出。</p> <p>【主な計量対象】 ・穀物類、配合飼料等（大容量が中心）</p>	 <p>各種原料および製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充てん（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）。</p> <p>【主な計量対象】 ・食品、粉体、飼料、薬品等（小容量中心）</p>	 <p>各種箱物、袋物、缶などの包装形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入の選別する機能も備えているタイプもある。</p> <p>【主な計量対象】 ・加工食品、飲料、薬品等</p>	 <p>ベルトコンベヤで連続輸送される原料および製品の受け渡しの際に計量。</p> <p>【主な計量対象】 ・鉱物類、穀物類、飼料等</p>

※今回、検定の対象となる「自動はかり」とは、物質の質量を計量する際に、「操作者がいない＝自動で」計量可能なはかりのことを指します。

Q 2-3 「取引または証明に使用する」とは、具体的にはどのようなケースですか？

(答)

取引・証明の定義は以下の通りです。

- 取引：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為
- 証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

その他、具体的な例については、

「自動はかりにおける「取引」/「証明」事例集（平成29年9月版）」をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryoho_kaisei/170922kaisei/170926_04_torisho.pdf

（経済産業省ウェブサイトのトップページから「政策について」→「政策一覧」→「経済産業」→「計量行政」→「計量制度見直し」からもご覧いただけます）